



## 自治体庁舎前路上および橋梁直下放牧場等の死体剖検事例

Postmortem examinations of animal carcass found on a road or under a bridge in Hokkaido, Japan

谷口 萌・浅川満彦

Moe TANIGUCHI and Mitsuhiko ASAKAWA\*

酪農学園大学 獣医学群 野生動物医学センターWAMC  
Wild Animal Medical Center, School of Veterinary Medicine,  
Rakuno Gakuen University  
〒069-8501  
北海道江別市文京台緑町582番地  
TEL: 011-386-1111内線4090から4092  
FAX: 011-387-5890 (獣医学群事務室)  
E-mail: \*askam@rakuno.ac.jp

### はじめに

北海道内2地点および1地域の道路あるいはその周辺で見つかった野生動物の死体に関し、当該所管の自治体・警察から酪農学園大学野生動物医学センターWAMCに対し剖検依頼がなされた。これら3事例はいずれも2018年内に生じた。偶然、この年だけに集中したのかどうかは不明だが、顕著な共通点が認められた。すなわち、死体を目撃した一般市民が強い不安を感じたこと、WAMC依頼前までこのような事案の解明を受け入れる専門機関が容易に見当たらなかったことであった。このような事案は、本来、法医学と獣医学とが融合した分野（仮称的に獣法医学、獣医法医学、動物法医学、獣医法医学病理学など）の専門家が対応すべきであるが（Munro and Munro, 2008; Merck, 2012）、日本ではこういったサイエンスは発展途上にあり（浅川, 2006; 柳井, 2017; 吉田ら, 2017）、上記のような事案受け入れが非常に困難な現状を醸し出している。

そこで、WAMCでは以前の本研究会でも報告したように（近本・浅川, 2017）、可能な限り受け入れ、関連事例の蓄積に貢献することにしていく。もちろん、このような知見は交通と野生動物をキーワードにする本研究会でも重要な情報を提供するものであると目されるので、今回、皆さんと知見と問題点の一端を共有することにした。

### 路上放置の頸部欠損カワラバト死体

2018年8月16日から約1か月間、オホーツク地方の都市（人口約12万人）に所在する某振興局建屋前路およびその周辺地域で、計4個体のカワラバト（ドバト）*Columba livia*の死体が発見された。死体は同地域を所管する警察署内で冷凍保存された後、当該警察から3回にわたり酪農学園大学野生動物医学センターWAMCに搬入され、剖検された。これらはWAMC標本（カルテ）番号のAS 17247, 17254, 17255および17281として登録された。

前3者共通の著変特徴は頸部欠損した胸部の皮膚切断面が平滑だったことであった（図1および2のいずれも右）。おそらく、鋭利な刃物で切断されたと考えられた。しかし、死体損傷程度の差異は著しく、尾羽が欠損したもの（しかし、当該死体が発見された場所に置かれていた。頭部伸長時に尾羽が保定され、抜け落ちたか? ; 図1左）、胸腹部を中心にした著しい破損部位を認めたもの（カラスなどによる摂食による?）、汚辱が認められなかったもの（強雨水による影響か? ; 図2左）であった。胃内容物は、いずれも食渣が充満しており、死亡直前まで食欲があったこと、皮下および内臓脂肪量も中程度以上であり、良好な健康・栄養状態が示唆された。消化管・内臓が残余した個体では、これらに出血や融解など感染症・中毒などの特徴的な所見を示唆するものは認められなかった。AS 17254では脚趾が欠落していたにもかかわらず、

長期間、正常に生活することを可能にしていた。このことは、個体群間に苛烈な競争的な状況下に晒されていたのではなく、例えば、恒常的に餌が得られ（正常な行動）、外敵からも保護されていたこと（迅速な逃避行動不要）が想像された。



図1 頸部欠損したカワラバト (AS 17247) の全体像覆面 (左) および頸部皮膚断面の状態 (右)

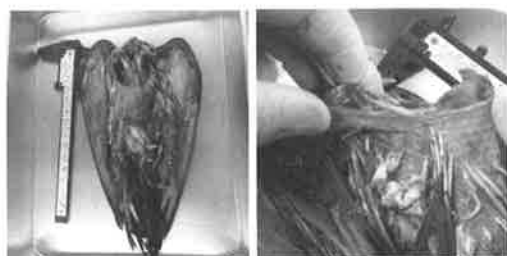


図2 頸部欠損したカワラバト (AS 17255) の全体像覆面 (左) および頸部皮膚断面の状態 (右)

一方、AS 17281 (図3左) の頸部欠損部位離断面には組織片 (debris) の存在が顕著であった (図3右)。この死体が確認された場所にコンビニエンス・ストアが設置されており、その画像を依頼者 (警察) が検分したところ、同個体へのカラスによる捕食が確認されていた。また、この体腔に凝血塊が多量に残余していた点も、前3例とは異なっていた。おそらく、生時に大血管が破綻、体腔内に貯留したものと考えられた。この個体も栄養状態 (脂肪蓄積) と胃内容物充満から、良好な生息環境下であったものと想像された。この事例に関しては通常の捕食一被食関係の一コマであり、通常は見過ごされる出来事であったが、同地域の住民には頸部欠損カワラバトの連続事案が定着しており、早期通報に繋がったものと考えられたが、皮肉にも当該事案所見は、結果的に前者事案との比較検討上で有益となった。



図3 頸部欠損したカワラバト (AS 17281) の全体像覆面 (左) および頸部皮膚断面の状態 (右)

#### 橋梁直下放牧場のニホンジカ死体

2018年4月27日、胆振地方の某一級河川の橋梁直下にある肉牛放牧地に、計5個のニホンジカ (エゾシカ) *Cervus nippon* 死体が発見された (図4)。当該町役場の依頼を受けた地元ハンターが死体処理のため、現場に赴き、その場で解体した (図5)。うち1個体では口内から流血痕 (後述のように「吐血」として記録) が認められたので、この個体については第1胃、心臓および舌を採材し、当該役場の冷凍庫に保存された。以上の報告を受けた当該役場農業振興に関わるセクションでは、この地を利用す



図4 胆振地方の河川橋梁 (上) とその直下周辺で発見されたニホンジカ死体 (下)

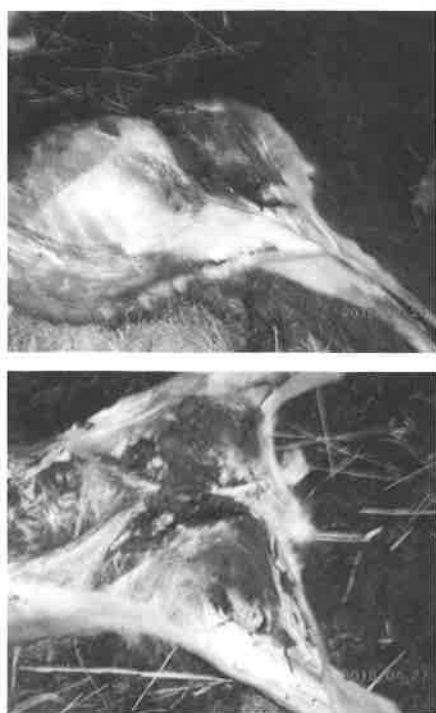


図5 剥皮されたニホンジカ1個体の後躯左側面(上)と腹側面(下)

る農家の懸念(感染症発生)を払拭する必要があることから、この事案に関連をすると考えられる行政・機関・大学などに調査・分析を依頼したが、全てから受け入れ不可能の回答を得た。その後、これら死体が発見された期日直前、付近の高速道路IC内にニホンジカ数個体の侵入した情報が、同高速道を管理する機関から当該セクションに連絡され、これら死体発生事象との関連性を独自に検討したが、結局、結論を得ることが出来なかった。

そこで、同年5月14日、当該セクションの担当者がWAMCに上記冷凍サンプル(図6)を持参した。これらサンプルはWAMC標本(カルテ)番号のAS 17167として登録し、舌筋・心筋とその凝血(溶血)塊・食渣の一部を採材し、WAMCの-20℃の冷凍庫に保存された。胸腔および腹腔内に血液が貯留していたためか(橋梁からの墜落時における臓器出血による?)、第1胃および心臓の漿膜面には血液に覆われていた(図6左)。サンプリング時、これら諸器官を切開して肉眼的に観察した。第1胃の重量約5kg、胃腔内に食草および種など発酵中の食渣が充満していた。胃粘膜乳頭も正常に発達し、粘膜面に微小出血あるいは粘膜上皮脱落・潰瘍などは無かった。また、胃腔内にも出血は認められなかった。食渣をシャ

ーレに採集し、解凍し、官能検査に供したが、色調、臭気、触感などは正常であった。胃内に血液貯留は無かったので、発見時の口腔からの流血痕(役場では「吐血」と表現)は(橋梁からの墜落時の衝撃による?)食道前部から咽頭・口腔にかけて起きたものと想像された。心臓および舌についても著変は認められなかった。



図6 ニホンジカ死体のうち冷凍保存された全サンプルの状態(左)と切開された第1胃(中央)とその食渣(右)

#### 駐輪中自転車のカゴ内にあったネコ頭骨

2018年9月某日、空知地方の某市街地(人口約8万人)繁華街の路上に駐輪し、買い物をしていた市民(女性、年齢不明)自転車のハンドル直前のカゴ内に、半ばミイラ状化した動物らしい頭一つが確認されたことから、某警察署に通報された。同年9月25日、当該警察署がWAMCに鑑定のため、この頭を持ち込んだ。肉眼により、歯列や概形などからネコ*Felis catus*と同定されたものの、詳細情報の提供が無く、当該材料も預託されなかった(よって、本案件のWAMC標本番号は無し)、この事案が人為的なもの(怨恨や悪戯などによる放置)なのか、それとも自然現象(カラスの遊びなど)なのかも含め、不明のままとなって今日に至る。

#### まとめ

以上の事案から、路上あるいはその周辺で認められた動物の死体に関し、適切かつ迅速に対応する体制が社会的に整備されていないことが再確認された。狩猟獣でもあるニホンジカについては、狩猟者や行政担当者などへの野生動物剖検(中毒・感染症検査のサンプリングやヒト・家畜への感染防除法など)に関する研修が必要である。ジビエ利用が喧伝される昨今、このような基本的な情報伝授が用意されていないのは、無責任という誹りを受けても仕方が無い。ネコに関しては、愛護法に関わる事案

まで波及する可能性があるが、これを立件するにも大きな壁が立ちはだかっている。すなわち、その背景となるサイエンス（前述した獣法医学など）が大きく立ち遅れているので、これを打開する仕組みの創設が、あらためて希求されよう。

#### 引用文献

浅川満彦（2006）我が国の獣医学にも法医学に相当するような分野が絶対に必要！－鳥騒動の現場から. *Zoo and Wildlife News*（野生動物医学会ニュースレター）, (22) : 46-53.

近本翔太・浅川満彦（2017）酪農学園大学野生動物医学センターWAMCに依頼された車輻付着の獣類体毛鑑定と示唆された野生動物交通事故に関わる問題点. 第16回「野生動物と交通」研究発表会発表論文集, エコネットワーク, 札幌 : 41-44.

Merck, M. (ed.) (2012) *Veterinary Forensics: Animal Cruelty Investigations*, 2nd Ed., Wiley-Blackwell, USA.

Munro, R. and Munro, H. M. C. (2008) *Animal Abuse and Unlawful Killing -Forensic Veterinary Pathology*, Elsevier Ltd, Amsterdam.

柳井徳磨（2017）獣医法医病理学 *Veterinary Forensic Pathology* の現状と課題-世界の獣医法医病理学（欧米を中心に）および我が国の現状. 第160回日本獣医学会学術集会講演要旨集, 鹿児島大学 : 196.

吉田圭太・垣内京香・金谷麻里杏・川道美枝子・浅川満彦（2017）京都府内の小学校校庭に埋没されていたネコ切断体の一例. *ヒトと動物の関係学会誌*, (48) : 81-83.